

5 特別職の報酬等の状況（29年4月1日現在）

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	市長	879,000 円	1,030,000 円 432,000 円
	副市長	745,000 円	880,000 円 481,000 円
報酬	議長	464,000 円	760,000 円 450,000 円
	副議長	410,000 円	670,000 円 400,000 円
	議員	382,000 円	620,000 円 377,000 円
期末手当	市長	(28年度支給割合)	
	副市長	4.30	月分
	議長	(28年度支給割合)	
	副議長 議員	4.30	月分
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	市長	退職時の給料月額×勤続月数×35/100×1.15	1,698 万円 任期毎
	副市長	退職時の給料月額×勤続月数×21/100×1.15	863 万円 任期毎
	備考	当分の間、計算した額に115/100を乗じて得た額を支給する。 (退職手当条例附則第26項)	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。